

千代田区災害等時における職員の参集に関する規程を次のように定める。

令和8年10月1日

千代田区長 樋口 高 顕

千代田区災害等時における職員の参集に関する規程

(目的)

第1条 この訓令は、千代田区で災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等時」という。）における職員の参集に関し必要な事項を定めることにより、災害等時に必要な職員を迅速に確保し、もって災害対策本部の運営その他の応急対応業務を円滑に実施するための体制を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害等 地震災害、風水害その他の自然災害、大規模火災、爆発事故その他の重大事故及び武力攻撃事態等（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等をいう。）をいう。
- (2) 職員 千代田区に勤務する一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用される職員を除く。）をいう。
- (3) 参集 災害等時において、あらかじめ指定された場所に集合することをいう。
- (4) 職員参集システム 災害等時において、あらかじめ登録された職員の

メールアドレス、電話番号等の連絡先に対し、自動又は手動により参集の命令（以下「参集命令」という。）を配信することができるシステムであって、千代田区長（以下「区長」という。）又は千代田区災害対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定により設置する市町村災害対策本部をいう。以下「災害対策本部」という。）が、職員からの安否及び参集可否に関する回答を収集し、その結果を自動的に集計することができるシステムをいう。

（参集命令）

第3条 区長は、災害等時において、必要があると認めるときは、職員に対し職員参集システムにより参集を命ずるものとする。

2 職員は、前項の規定による参集命令を受けたときは、自らの安否及び参集の可否を報告しなければならない。この場合において、参集することができる職員は、速やかに参集しなければならない。

3 前項の規定による報告は、原則として職員参集システムにより行うものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、千代田区地域防災計画（災害対策基本法第42条の規定に基づく計画をいう。以下「地域防災計画」という。）その他区長が別に定める基準に該当する職員は、参集命令を待たずに自主的に参集しなければならない。

（参集の基準）

第4条 職員は、前条の規定により参集するときは、地域防災計画その他区長が別に定める基準に従うものとする。

（参集を要しない者）

第5条 次に掲げる職員は、参集を要しないものとする。

（1） 千代田区災害対策本部運営要綱（昭和40年10月4日40千総総発第136号。次号において「運営要綱」という。）第2条第3項の規定により災害対策本部の事務又は班の業務への従事を免除された職員

（2） 運営要綱第3条各号に掲げる職員

（3） 前号に掲げる者のほか、やむを得ない理由により参集が困難であると区長が特に認める職員

（委任）

第6条 この訓令に定めるもののほか、災害等時における職員の参集について必要な事項は、防災主管部長が別に定める。